

令和3（2021）年度 部局マネジメント方針

人権文化部長

せこぐち よしふみ
世古口 善史



私の決意（仕事に対する基本姿勢及び部局の取り組み方針）

人権文化部は、東大阪市第3次総合計画の中で、特に「すべての人の基本的人権が守られる地域社会の形成」、「誰もが歴史や文化に親しめるまちづくりの推進」に取り組みます。

「すべての人の基本的人権が守られる地域社会の形成」に当たっては、これまでも「人権尊重のまちづくり条例」に基づき、本市の全ての施策が人権に配慮した総合的な取り組みを推進し、互いの人権が尊重され、いかなる差別も許さないという考えでまちづくりを進めてきました。しかしながら、人権をめぐる課題は多様化・複雑化しており、DV（配偶者からの暴力）の被害者支援、多文化共生社会の実現にむけた取り組みなど当部が果たす役割は重要性を増していると認識しています。特に今般の新型コロナウイルス感染症による偏見や差別に関する取り組みなど、市民の皆様が人権問題を自らの問題として捉え、行動につなげていただけるよう工夫を凝らした啓発事業に取り組むことが、SDGsのめざす持続可能な社会の実現に最も重要な要素であると考えています。

「誰もが歴史や文化に親しめるまちづくりの推進」に当たっては、性別や年齢、障害の有無や経済状況などに関わらず、誰もが本市の歴史や文化芸術に触れる機会を創出すること、また本市の文化芸術の拠点である文化創造館を中心に、文化芸術活動を体験する・実践する環境を整えていく必要があります。特に次世代を担う子どもたちが、守り育ててきた数多くの文化財や歴史、自然、生の文化芸術に触れる機会を創出し、本市の魅力を感じていただくことで、「文化のまち、東大阪市」の推進・発展ひいてはSDGsの目標である「質の高い教育」、「住み続けられるまちづくり」の達成に貢献していきます。